

主要国におけるL Pガスの政策的位置付けについて

項目		国名	イギリス	フランス	アメリカ	韓国	中国
L Pガスへの評価等	政府のエネルギー政策の目的		ブレア首相が内閣行政実行革新局(P I U)が作成した「The Energy Review」に記載した内容 ・供給多様化や供給信頼性についてはイギリス国内の問題ではなく、ヨーロッパからの輸入の確保やイギリスのエネルギー政策と対外政策の一体化が必要。 ・低価格での供給と供給保証と同時に気候変動の問題はエネルギー政策において重要である。	・長期間、安全且つ継続的なエネルギーの確保。 ・経済の競争力維持のため、エネルギーの低コスト且つ、安定供給の確保。 ・環境に優しいエネルギー利用。	・1999年～2000年のエネルギー価格の高騰やカリフォルニア電力危機や石油・天然ガス等の輸入増加に対応するためにエネルギー供給安全保障が重視されている。	1997年の第1次国家エネルギー基本計画における方針は次の通りである。 ・エネルギー安全保障を確保するためにエネルギーの多様化と供給源の多様化、石油代替エネルギーの開発、エネルギー消費の効率化を図る。	中国の第10次五ヵ年計画におけるエネルギー方針(国家発展計画委員会産業発展司局長の2001年2月の発表によると) エネルギー供給安全保障の確立、エネルギー消費構造の合理化、エネルギー消費効率の改善、環境保全、開放・改革政策の維持・拡大、西部地域の開発の促進。 (出所：天然ガス2002, N o 1)
	政府のエネルギー政策		PIUの「The Energy Review」における提案は次のようなものである。 ・天然ガスを海外から輸入することも含め、天然ガスにエネルギーセキュリティが依存していくことは緊急性の高い問題ではない。理由としてはE Uの自由化によってセキュリティが確保されるからである。 ・エネルギーと自動車の効率化によって2010年までに20%のエネルギー効率の向上を図り、さらに2020年までに20%効率化する。 ・発電における再生可能エネルギーの割合を2010年までに10%、2020年までに20%までに増やす。 ・再生可能エネルギーの役割は重要であるが、原子力発電やクリーンコール発電への新規投資も継続していく必要がある。 ・「dash for gas」(天然ガスに急激に転換すること)により、発電部門における炭素ガスの削減に貢献している。 (出所：The Energy Review)	・原子力発電の推進(スーパーフェニックス(高速増殖)炉に関しては解体が1997年に決定され、現在、作業中。)現在、原子力が発電の75%を占めている。 ・エネルギー源の多様化 ・エネルギー消費の効率化の実施と再生可能エネルギーの開発。 ・他のE U諸国やI E A等の組織と協力してエネルギー政策を実施する。 1940年代後半から政府は電気のElectrocute de France(EDF)や天然ガスのGaz de France(GDF)を国営化し、原子力庁(Commissariat a l'Energie Atomique:CEA)により原子力政策を実施した。再生可能エネルギーについてはADEMEを利用し、実施している。一方石油部門についてはトータル・フィナ・エルフとCampagie de France des Petrolesの大株主であった。このような中で石油・L P Gの価格は小売価格は上限価格を設定され、フランス又はヨーロッパの製油所からの供給を義務付けられていた。1985年に競争促進し、貿易障壁の撤廃を進めるE Uの政策により、廃止された。最近、トータル・フィナ・エルフとCampagie de France des Petrolesの株式は売却されたが、EDFやGDFの株式は依然として所有している。しかし、E Uの電力・ガス指令により、E D FやG D Fの民営化の準備が進められている。	ブッシュ大統領の新エネルギー政策は次の通りである。 ・国内石油・ガス田の開発の促進。アラスカの野生動物保護区を一部開放し、石油・ガス田の開発を促進。天然ガスパイプライン敷設促進を提言した。 ・原子力発電の利用促進。 ・南米諸国等やロシアやアジア諸国との協力関係の構築の促進。 ・競争促進、消費者保護、安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入促進するために公益事業規制政策法(PURPA)の改正の提案。 ・送電インフラのボトルネックを解消するために送電網のボトルネックを調査し、送電網への投資を促進する。 ・2001年3月にアメリカ経済へ悪影響を及ぼすということで京都プロトコルからの離脱を表明し、2002年2月に代替案を発表している。	・現在、一次エネルギーに石油が占める割合(50%以上)と中東依存度(75%)を下げる方針である。 ・供給の安定性の確保面から2010年までに国内消費の10%を自主開発ソースにするという目標から石油・天然ガス探鉱のプロジェクトへ参加する方針である。 ・1997年の債務危機によりIMFから緊急財政支援を受ける際に国営企業の民営化等の経済構造改革を求められており、現在、KEPOCOの民営化は進められているが、KOGASの民営化は労働組合や政局の影響で遅延している。 ・2001年未までに純輸入量の90日相当の石油備蓄が実施された。	中国の第10次五ヵ年計画におけるエネルギー関連の具体的な方針 ・天然ガス供給インフラを整備し、石炭から石油・天然ガスへシフトし、一次エネルギー消費構造を変更する。 ・国内・国外の資源の開発を積極的に進める(目標生産量は石油が1.7億トン、天然ガスが500億m3以上)。探鉱技術の向上により、合理的な開発の実施。 ・省エネルギーの推進とエネルギー安全保障を図るため、石油・天然ガス国家備蓄を整備(目標備蓄量は石油が800万m3で天然ガスが11.4億m3)。 ・石炭の液化技術を含め、クリーン・コール・テクノロジーの開発の推進。 (出所：天然ガス2002, N o 2)
	政府の関与		自由市場の環境下であり、L P Gの課税前製品価格、販売経費及び販売マージンに関しては政府の統制または介入はない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	自由市場の環境下であり、L P Gの課税前製品価格、販売経費及び販売マージンに関しては政府の統制または介入はない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	自由市場の環境下にあり、L P Gの課税前製品価格、販売経費及び販売マージンに関しては政府の統制又は介入はない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	2000年までは価格統制の市場環境下にあった。政府は各暦年の初めに配送チェーンの各段階の上限価格を設定。設定方法はC Pプラス海上運賃でレートは全四半期のレートであった。2001年1月よりC P価格の15%の関税、物品税及び「ガス保安基金」の賦課に変更になった。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	部分的管理下の市場環境にある。製油所生産品の価格は政府によって設定。輸入価格は価格管理なし。シリンダー販売における販売経費(マージン等)については監視を受けている。 輸入品の価格はC Pプラス中国までの海上運賃及び基地コストで設定されている。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)) 政府としては天然ガスエネルギーの中心として位置づけ、環境問題又はC O中毒事故発生可能性が高い石炭ガスを切替える方針である。その中でL P Gは補助的ガスエネルギーとして考えられている。したがって、石炭ガスから天然ガスへの切替えが優先的に実施され、その後L P Gの切替えが実施される予定である。 (出所：平成9年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))
	用途別需要量 単位：千トン (2000年実績)	家庭・業務用 産業用合計 一般産業用 都市ガス用 発電用 自動車用 化学原料用 農業用その他 石油精製用 合計	579 343 296 47 0 19 1,485 123 810 3,359	1,778 584 584 0 0 217 600 578 0 3,757	12,635 4,902 4,828 74 0 720 23,199 2,738 8,031 52,225	2,745 425 225 200 0 3,025 570 0 0 6,765	11,109 1,921 325 13,355
			(出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	(出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	(出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	(出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	(出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)

主要国におけるL Pガスの政策的位置付けについて

国名			イギリス	フランス	アメリカ	韓国	中国
項目							
市場関連	取引形態		・シリンダーは販売会社の所有で消費者は通常、保証料を支払う。調整器は通常、消費者が所有。 ・バルクタンク・供給管・メーターは通常、販売会社の所有で消費者に賃貸される。 (出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・シリンダーは販売会社の所有で消費者は通常、保証料を支払う。調整器は通常、消費者が所有。 ・バルクタンク・供給管・メーターは通常、販売会社の所有で消費者に賃貸される。 (出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・シリンダー・調整器は通常、消費者が所有。 ・バルクタンク・供給管・メーターは消費者が所有する場合と販売会社が所有し、消費者に賃貸する場合とある。 (出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・シリンダーは販売会社の所有で消費者は保証料を支払う。調整器は通常、消費者が所有。 ・バルクタンクと付属機器は通常、消費者の所有である。 (出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・シリンダーは販売会社の所有で消費者は保証料を支払う。調整器は通常、消費者が所有。 ・バルクタンクと付属機器は通常、消費者の所有である。 (出所：平成13年度の海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))
	価格		製油所の生産品及び輸入品問わず、国際市場価格相場に基いている。指標としてはBP Agreed PriceやPlatt's LPGaswireやPetroleum Argus International LPG Priceが利用されている。 L P G価格に次のような費用が上乗せされて販売されている。ターミナル・デボ(配送基地等)費用、充填費用、輸送費、マーケティング・販売費用、卸売・ディーラーのマージン等 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	製油所の生産品及び輸入品問わず、国際市場価格相場に基いている。指標としてはBP Agreed PriceやPlatt's LPGaswireやPetroleum Argus International LPG Priceが利用されている。 L P G価格に次のような費用が上乗せされて販売されている。ターミナル・デボ(配送基地)費用、充填費用、輸送費、マーケティング・販売費用、卸売・ディーラーのマージン等 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)) エンドユーザー向けの価格は競争と国際価格により変動。シリンダー詰め又は少量バルクのエンドユーザー価格は国際価格の15～20%。 (出所：平成7年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))	製油所・ガスプラントの生産品及び輸入品問わず、一般的にはMont Belvieuと米国の他の供給地点のスポット価格をベースに決定されている。 L P G価格に次のような費用が上乗せされて販売されている。ターミナル・デボ(配送基地)費用、充填費用、輸送費、マーケティング・販売費用、卸売・ディーラーのマージン等 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P G価格(海上運賃や税金も含め)に次のような費用が上乗せされて販売されている。デボ(配送基地)費用、充填費用、輸送費、マーケティング・販売費用、卸売・ディーラーのマージン等 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P G価格に次のような費用が上乗せされて販売されている。デボ(配送基地)費用、充填費用、輸送費、マーケティング・販売費用、卸売・ディーラーのマージン等 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))
	他燃料との関係		・L P Gは一次エネルギー消費の1.5% ・L P Gを使用している家庭世帯比率は7.8%。一方、天然ガスの家庭世帯比率は76.4%。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・L P Gは一次エネルギー消費の1.5% ・L P Gを使用している家庭世帯比率は44.9%。一方、天然ガスの家庭世帯比率は34.7%。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)) ・L P Gは暖房、調理、その他特に農作物・食品加工部門等に利用。 ・燃料市場では天然ガス、電気、ヒーティングオイルと競合。 (出所：平成7年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))	・L P Gは一次エネルギー消費の2.3% ・L P Gを使用している家庭世帯比率は8%。一方、天然ガスの家庭世帯比率は57.6%。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)) 石油化学会社及び精製会社による購入が約60%を占め、それ以外の需要量は39%に過ぎない。 石油化学産業は価格次第ではプロパン・ブタン以外のエタン・ナフサ・天然ガス等の原料選択肢を持つ家庭用・業務用・工業用・農業用等の需要は中西部と東海岸に集中している。需要は成熟しており、今後大幅に販売量が増加する可能性は低い。 プロパンは天然ガス、ヒーティングオイル、電力と競合しているが、ユーザーが天然ガスのパイプラインにアクセスできる場合、価格面では競合できな平成10年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成)	・L P Gは一次エネルギー消費の3.5% ・L P Gを使用している家庭世帯比率は64%。一方、天然ガスの家庭世帯比率は約7%。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P Gは一次エネルギー消費の1.8% ・L P Gを使用している家庭世帯比率は約10%。一方、天然ガスの家庭世帯比率は約5%。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)) 1985年以降、国内天然ガスを開発しており、都市ガスとして利用している石炭ガスを天然ガスに転換し、その後都市部のL P Gを転換する計画である。よって都市部のL P Gは減少するが、その周辺地域は拡大する可能性が高い。 (出所：平成9年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))
	供給の安全保障	需給 単位：千トン	供給 生産 輸入 需要 国内消費 輸出	6,490 331 3,359 3,462 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	3,382 1,777 3,757 1,402 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	48,276 6,245 52,225 2,450 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)	2,697 4,859 6,765 590 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成)2000年実績)
	安定供給政策	備蓄制度	備蓄制度は存在していない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	備蓄制度は存在していない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	備蓄制度は存在していない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P G販売業者は最低限平均1日販売数量の60日分を保持する義務が存在。さらに国家備蓄も存在。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	備蓄制度は存在していない。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))
L Pガス制度	保安政策（法律）関連		L P G業界のみに特定して適用される法律はない。 規制については欧州連合の全加盟国対象の積極的法的規制プログラムがあり、その多くはH S E(健康、安全、環境保護)に関連している。その内容の ・有害物質管理、加圧システム、大気中への排出、シリンダーに対するラベル表示要件 ・イギリスL Pガス協会より公開されているCODE OF PRACTICEに上述のような規制プログラムをカバーするような項目が記述されている。 ・さらに欧州連合及び国連指令及び基準が適用される。例えば、欧州連合指令96/82/E C" S E V E S O II"及びA D R(道路)及びR I D(鉄道)を含む多様 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P G業界のみに特定して適用される法律はない。 規制については欧州連合の全加盟国対象の積極的法的規制プログラムがあり、その多くはH S E(健康、安全、環境保護)に関連している。その内容の例は次 ・有害物質管理、加圧システム、大気中への排出、シリンダーに対するラベル表示要件 ・環境省発行の"REGLEMENTATION APPLICABLE AUX LIQUIDES INFLAMMABLES ET GAZ INFLAMMABLES LIQUEFIES"に上述のような規制プログラムをカバーするような項目が記述されている ・L P Gの輸送、貯蔵及び利用の大部分をカバーする作業準則がComite Francais Butane et du Propaneの業界専門家により政府と協議の上、まとめられてい ・さらに欧州連合及び国連指令及び基準が適用される。例えば、欧州連合指令96/82/E C" S E V E S O II"及びA D R(道路)及びR I D(鉄道)を含む多様 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	L P G業界に適用される連邦法、州法規は数多い。 作業準則がL P G業界でとりまとめられたN F P A 58という準則は国家規格となり、国際的にも認知されている。 ・運輸省(連邦規則集-C.F.R.) ・National Propane Gas Association(NPGA)は50州各々でプロパン販売業者に適用される主要な規則"State Laws & Regulation Handbook"を公開している。 ・全米防火協会(NFPA) ・Gas Processors Association(GPA) PERC(Propane Education & Research Council)が公開したPropane Regulatory Compliance Guideは全ての適用連邦プロパン法規を網羅している。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	LPG保安ビジネス管理法により、L P Gのビジネスや設備機器等が規制されている。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	・L P Gに関しては事故は非常に少ないが、コンロの自動立ち消え装置設置義務化やマイコンメーターの普及を図りたいということである。 ・L P Gシリンダー及びL P G貯槽に関しては日本とほぼ同様の定期検査が義務付けられており、保安対策が実施されている。 (出所：平成9年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))
	税制		・付加価値税17.5%が課せられている。 ・家庭用は付加価値税は5%に低減されている。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	付加価値税の一般税率は2000年4月より、19.6%である。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	連邦税は自動車用には13.6セント/ガロンが課されるが、家庭用には課税されない。州税に関しては50州毎に違う。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	特別税(備蓄と保安コスト)と10%の付加価値税を課している。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))	17.0%の付加価値税が課せられている。 (出所：平成13年度海外L Pガス価格調査報告書(石油情報センター作成))

主要国におけるL Pガスの政策的位置付けについて

国名			イギリス	フランス	アメリカ	韓国	中国
項目 その他				・輸入ソースや特徴 国内生産 ・1980年代を通じて、製油所の生産能力は低下傾向。 ・ピレネー山脈近くのLacqのガス田からの天然ガス随伴で一部生産。 輸入 ・北部・西部・・・北海より輸入。 ・南部・・・アルジェリア、中東より輸入。 (出所：平成7年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成)) ・輸送緊急措置 L P G業界独自に容器充填プラント又はバルク貯蔵センターを拠点とした緊急措置サービスを確立。このサービスはL P G関係の道路又は鉄道輸送事故が発生した場合に公共機関に技術上の機器、支援、助言を提供する。道路事故の支援センターは15ヶ所、鉄道事故の支援センターは4ヶ所存在している。 (出所：平成7年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))	・輸入ソースや特徴 国内生産 南西部は生産地域である。特にテキサス州、ルイジアナ州の天然ガス田からの生産量がある。 輸入 ・中西部・・・カナダからのパイプラインによる輸 ・東海岸・・・アルジェリア、ノルウェー、ベネズエラ等から輸入。 ・メキシコ湾・・・アルジェリア、サウジアラビア、メキシコ、ベネズエラ、ナイジェリア等から輸入 (出所：平成10年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))		・政策 ・1980年以前頃までの顧客は政府補助金が拠出された計画内価格で販売(上限は年間シリンダー8本)。しかし、それ以降の顧客は計画外価格で販売されており、補助金も撤廃 (出所：平成9年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成)) ・政府管轄機関等 建設部が全国L P Gを管轄し、その下部機関の燃気部門が民間ガス、オートガスを管轄している。市・省レベルは各公用局で公用局がない場合には化工局や城市建设局が管建設部の主な業務 ・安全に関する法律を策定。国務院に申請し、許認可を受ける。 ・L Pガス事業者の管理。事業の現状と政策に合致した将来計画を提出させる。ただし、化学製品原料用L P Gについては国家石油化学工業局の管轄である。 (出所：平成9年度石油ガス政策動向調査報告書(L Pガス振興センター作成))

お問い合わせ：ieej-info@tky.ieej.or.jp